



令和2年4月1日から、

施設内は「原則屋内禁煙」です！

改正健康増進法の施行により、「第二種施設」には「望まない受動喫煙」防止対策が義務付けられました。

必要な対策が講じられていない場合は罰則が適用されることがあります。

第二種施設

飲食店



宿泊施設

(ホテル・旅館等)



その他施設

(事業所・工場・体育館・劇場・集会場・百貨店・娯楽施設等)



鉄道・船舶・タクシー



※第二種施設とは、第一種施設（学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等）及び喫煙目的施設（たばこの販売許可を得ているバー、スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所）以外で、多数の者が利用する（2名以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する）施設です。

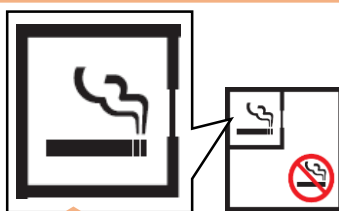
施設ごとに以下のいずれかの対策が必要です



施設内禁煙

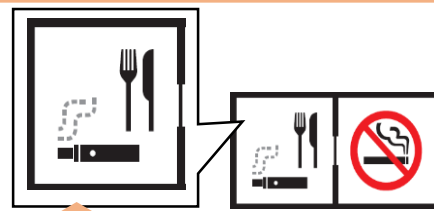


「喫煙専用室」の設置



喫煙のみ可
(飲食・業務不可)

加熱式たばこ専用の「喫煙専用室」の設置



喫煙の他、飲食や業務も可

- ◆喫煙専用室には、20歳未満は立ち入れません。
- ◆喫煙専用室には基準があります。裏面をご覧ください。

※飲食店で下記の①～③のすべてを満たしている場合は、経過措置として、店内を喫煙可とできます。保健所への届出が必要です。

- ①令和2（2020）年4月1日時点で営業している店舗、②資本金又は出資の総額が5,000万円以下、③客席面積が100㎡以下

施設の管理権原者には受動喫煙防止の措置の義務があります！

※管理権原者とは、施設における設備改修等の判断や決定を行う立場にある方です。

- 1 喫煙が禁止されている場所に、喫煙するための器具や設備を設置することはできません。⇒喫煙器具・設備の撤去
- 2 喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている（吸おうとしている）人に、喫煙をやめるか、その場から退出することを求めるよう努めてください。
- 3 受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めてください。
⇒施設の外に喫煙所を設ける場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣家の近くを避ける等してください。

「喫煙専用室」設置について

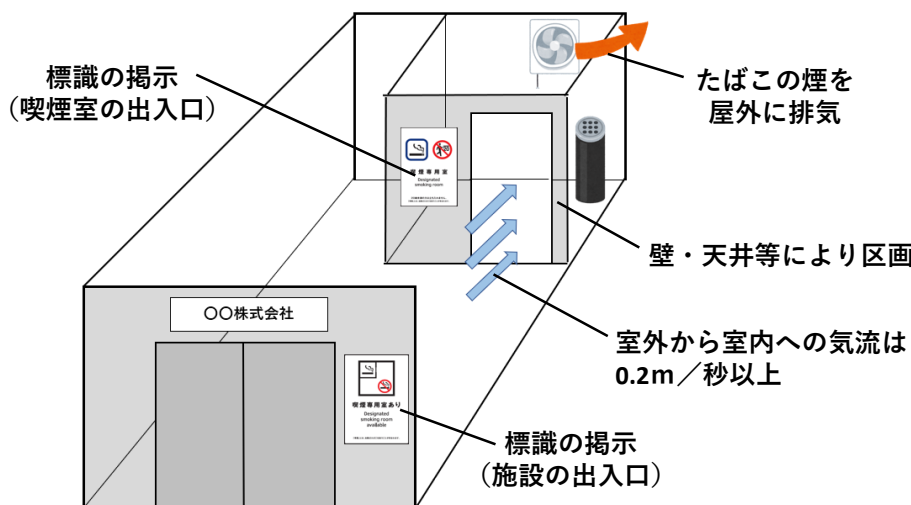
《必要な対策》

1. **技術的基準**を満たした「喫煙専用室」の設置
2. 標識の掲示（下記参照）
3. 未成年者の「喫煙専用室」への立ち入り禁止

《技術的基準》

- 1) 喫煙専用室へ入り込む空気の流れが、0.2m/秒以上
- 2) たばこの煙が専用室外に流出しないよう壁や天井での区画
- 3) たばこの煙が専用室から屋外に排気されている

基準を満たした喫煙専用室のイメージ



《留意事項》

- ・喫煙専用室内では、飲食や業務はできません。
- ・喫煙専用室の使用を、加熱式たばこに限定した場合、喫煙専用室内での飲食や業務は可能です。

標識の掲示

喫煙専用室



加熱式たばこ専用の喫煙専用室



◆施設の出入口：喫煙室が設置されている旨の標識の掲示

◆喫煙室の出入口：喫煙室であること、20歳未満の立入りが禁止されている旨の標識の掲示

「受動喫煙防止対策助成金」について

事業者が受動喫煙防止の対策を推進するにあたり、喫煙専用室の設置・改修等の費用の一部を助成する制度です。

問い合わせ先 ☎ 017-734-4113 (青森労働局)

法改正の内容については、厚生労働省のHPでも公開しています。保健所でも相談を受け付けています。

○お問い合わせ

中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2

TEL: 0172-33-8521 FAX: 0172-33-8524

